

令和 8 (2026) 年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

No.	ご質問	市の見解
1	<p>市の財政負担を増やすのが日帰り旅行者の方であると確認されている現状で、なぜ宿泊業だけが宿泊税という形でその負担を負わなければいけないのでしょうか。</p> <p>(チャットからのご質問)</p>	<p>本市としても、以前から日帰り観光客に対して、何らかのご負担を頂くような仕組みの検討を行っていますが、導入に至っている先行事例がほとんどなく、市としても実現が出来ていないのが現状です。</p> <p>そのため、この度外部有識者を含めて設立した「宿泊税等の観光財源に関する検討委員会」において、税の徴収、協力金、負担金、分担金、寄附等の幅広い手法による歳入獲得の仕組みを議論いただいているところです。</p> <p>宿泊税は法定外目的税として、税の三原則の観点からも認められており、他自治体においても多くの先行事例があること、海外においても一般的な制度であり、利用者の理解が得られやすいこと等から、本市としても導入に向けた検討を行うこととしました。</p> <p>宿泊客数の増加が税収の増加にもつながり、市全域における観光消費額の増加にもつながると考えており、宿泊税収を活用して宿泊の推進、宿泊事業者向けの支援策の充実や受入環境整備等に充てていきたいと考えています。</p>
2	<p>鎌倉市は宿泊施設が比較的少ないと思うのですが、その少ない宿泊施設で宿泊税を確保するより、寺社仏閣参拝者など多くの日帰り観光客から徴収する仕組みも検討される必要もあるのではないのでしょうか。</p> <p>(チャットからのご質問)</p>	<p>過去には本市においても神社仏閣や観光施設等から観光税を徴収する仕組みを検討した経緯はありますが、現地での徴収方法等の仕組みづくりや課税客体の検討、調整等が大変難しく、導入には至りませんでした。京都市は1983年に「古都保存協力税」として参拝者から徴収する税を導入しましたが、神社仏閣の拝観停止などの猛反発に遭い、導入後数年で制度が廃止された経緯があるようです。</p> <p>宿泊税の課税の検討と並行して、日帰り観光客に何らかのご負担を頂く方手法について、協力金や寄附金等の名称でお預かりすることも含めて研究して参ります。</p> <p>なお、宿泊者数や宿泊施設数は年々増加傾向にあり、宿泊事業の推進や宿泊事業者向けの支援策の必要性も実感しているところですので、そのような施策に対しても、宿泊税を活用して参りたいと考えています。</p>

令和 8 (2026) 年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

3	<p>他の地域と違い、鎌倉は 96～98%が日帰り観光客と認識しています。日帰り観光客が地域資源を利用していることを考えると日帰り観光客に対して税金を徴収することをしっかり考えていくべきでないでしょうか。</p> <p>宿泊者のみから税を徴収するのは税の不公平感が発生しないでしょうか。</p> <p>(チャットからのご質問)</p>	<p>市が把握している市内の宿泊者数(504,000 人)を、市内の延べ観光客数(15,942,524 人)との割合で比較すると、宿泊者は約 3.2%という試算になりますが、延べ観光客数は「一定期間に市内観光地を訪れた延べ人数」であるため、一人の観光客を重複してカウントしています。この重複を除いた試算の数字(実観光客数)は 7,954,451 人であり、この数字との割合を求めると宿泊者は約 6.3%を占めます。加えて、市内の宿泊者数 504,000 人は、市内 377 施設(令和 7 年 9 月 30 日時点)のうち、34 施設からいただいた数字のみのため、実態の宿泊者数はより多いことが想定されます。今後もアンケート等で、より精度の高い市内の宿泊者数の把握と税収効果の試算に努めてまいります。</p> <p>また、宿泊することで滞在時間が長くなることから、市で設置している公共インフラ(道路、下水道、観光施設・設備等)の利用度合いも高くなることから、宿泊者に宿泊税を課することを検討しています。</p> <p>税の公平性、簡索性、中立性の観点からも、法定外目的税として多くの自治体で認められているものであり、課税客体も明確であることから、宿泊税の導入を検討していますが、引き続き日帰り観光客の受益者負担の仕組みについても研究してまいります。</p>
4	<p>鎌倉市の観光施策には理解を示すものの、提示されている宿泊税の仕組みについては、現場の実態と公平性の観点から看過できない懸念が複数あります。</p> <p>◆非対面・省人化施設における徴収実務の非現実性について</p> <p>現在、多くの宿泊施設が DX 化を推進し、非対面・非接触での運営(スマートロック等)を行っています。</p>	<p>・先行自治体の例では、特別徴収の方法を具体的には指定しておらず、現地払い、事前決済及びそれらの併用により、各事業者が宿泊料金及び宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくような運用を行っていると認識しています。</p> <p>今後、具体的な制度設計を行う上では、宿泊事業者の皆様にご負担の少ない形で運用を設計して参りたいと考えております。宿泊税は、宿泊事業者を特別徴収義務者として、宿泊者から宿泊税を徴収し鎌倉市に申告納入していただく必要があります。</p>

令和 8 (2026) 年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

	<p>•質問： 非対面施設に対し「現地での現金徴収」を求めることは、時代の流れであるキャッシュレス化・省人化に真っ向から逆行する。市は、事業者が負担する「徴収に伴う人件費、防犯リスク、システムの変更コスト」をどのように補償するつもりか？</p> <p>•質問： 非対面施設において徴収漏れが発生した場合の責任の所在はどうなるのか？ (チャットからのご質問)</p>	<p>また、先行自治体では、特別徴収に係る事務負担を勘案して特別徴収事務の手数料やシステムの改修費用等を宿泊事業者に支払っている事例があり、本市においても、具体的な制度設計を進める上で制度の検討を進めていく予定です。</p> <p>・徴収漏れの場合については、宿泊事業者が「特別徴収義務者」として徴収責任を負い、未徴収でも事業者側が自治体に納付する必要がある、その分については当該宿泊者に求償できることが地方税法に規定されています。</p>
5	<p>◆顧客体験 (UX) の毀損と OTA 決済との不整合について OTA (オンライン旅行予約サイト) での事前決済が主流となる中、現地での追加徴収は顧客満足度を著しく下げます。</p> <p>•質問： 「支払いは済んでいるはずだ」というゲストとのトラブル (クレーム対応) はすべて事業者が負うことになる。市として、主要 OTA に対して「予約時に宿泊税を合算決済できる仕組み」を、条例施行前に 100%実装させる確約は取れているのか？</p> <p>•質問： 現地徴収が困難な宿泊形態に対し、特例として「完全キャッシュレス納付」や「事後申告制」などの柔軟なスキームを用意する考えはあるか？ (チャットからのご質問)</p>	<p>・宿泊事業者が利用されている OTA (オンライン旅行代理店) のシステムは様々であり、予約時に宿泊税を合算決済できる仕組みを、市として確約することはできません。</p> <p>先述のとおり、先行自治体の例では、キャッシュレス決済等の手法を含め各事業者が宿泊料金及び宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくような運用を行っているところが多いと認識しています。</p> <p>今後、具体的な制度設計を行う上では、宿泊事業者の皆様にできるだけ負担の少ない形で運用や宿泊者へ向けた事前の情報周知等を検討、設計して参りたいと考えております。</p>
6	<p>◆受益者負担の公平性について 鎌倉市の観光課題の核心は「膨大な日帰り客によるオーバーツーリズム」であると認識しています。</p>	

令和 8 (2026) 年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

	<p>・質問：滞在時間が長く、飲食等で地域経済への貢献度が高い「宿泊客」にのみ追加負担を強いるのは、本来の受益者負担の原則から外れているのではないかと？</p> <p>・質問：日帰り客への課税（入域税等）が法的に困難であることを理由に、「取りやすいところ（捕捉しやすい宿泊施設）から取る」という安易な順序になっていないか、市の見解を伺いたい。 (チャットからのご質問)</p>	<p>・先述のとおり、宿泊者のみから税を徴収することが不公平に直結するものではないと考えますが、引き続き日帰り観光客の受益者負担の仕組みも研究してまいります。</p> <p>・宿泊税は法定外目的税として、税の三原則の観点からも総務省の同意を得た上で、他自治体においても多くの先行事例があること、海外においても一般的な制度であり、利用者の理解が得られやすいこと等から、本市としても導入に向けた検討を行うこととしました。</p> <p>市としては、宿泊税収を宿泊客数の増加や宿泊者の満足度の向上につながるような施策に活用していきたいと考えています。</p>
7	<p>◆財源確保の代替案と必要性について</p> <p>鎌倉市は地方交付税不交付団体であり、本来、財政基盤は極めて強固です。</p> <p>・質問：国の財源（補助金等）の活用や、既存の一般会計の優先順位見直しではなく、あえて「新税」を設けて事業者に徴収業務を委託しなければならないほどの、緊急かつ不可避な財政的理由は何か？ (チャットからのご質問)</p>	<p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 (2023) 年推計）」からも、本市の将来的な人口推移は大幅な減少が見込まれるとともに、同時に生産年齢人口も減少傾向と見られています。2050 年には市の人口が 156,498 人（2020 年比 約▲9.4%）にまで減少するという試算であり、人口減による税収減や高齢化に伴う扶助費の高騰等を踏まえ、長期的な視点では財政基盤の悪化が予想される中で、「観光」という目的に特化した財源を得ていく必要性があると考えています。</p> <p>また今後、2030 年に向けてインバウンド観光客の増加が見込まれる中、市民が必要以上の負担を迫られないためにも観光客に対して適切な受益者負担を求め、受入環境整備や宿泊等滞在時間延長など地域経済に寄与する施策を更に進めていくために導入しようとするものです。</p>
8	<p>検討委員会に宿泊事業者がまったく含めていない理由を教えてください。 (チャットからのご質問)</p>	<p>本市で令和 8 年 2 月に設立した「宿泊税等の観光財源に関する検討委員会」には、大学教授等の有識者の他、鎌倉市観光協会や鎌倉商工会議所に対しても委員を委嘱しており、宿泊事業者としては、鎌倉旅館組合と鎌倉プリンスホテルに委員をお願いしています。</p>
9	<p>市が実施している宿泊料金に関する調査票の様式が宿泊事業の</p>	<p>宿泊事業者の御意見を伺いながら、より分かりやすいアンケートとして参りますの</p>

令和 8 (2026) 年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

	スタイルに合わず、回答しにくい。	で、ご意見を頂けると幸いです。
10	<p>宿泊税を完全キャッシュレスで受けており、チェックイン時にスタッフが関わらないケース場合は、OTA における事前決済で宿泊料金に宿泊税を合わせて徴収することはできるのでしょうか。</p> <p>また、カード払いを求められた際の決裁手数料の取り扱いはどうなりますか。</p>	<p>先述のとおり、先行自治体の例では、各事業者が宿泊料金及び宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくような運用を行っているところが多いと認識しています。</p> <p>カード決済手数料について先行自治体で補填している例は見受けられませんが、先述の特別徴収事務の手数料等の事例を踏まえて、本市においても、具体的な制度の検討を進めて参ります。</p>
11	<p>宿泊税の導入と並行して、日帰り観光客に対する課金・協力金・交通連動型徴収等の制度については、「検討を進めている」とのご説明がございましたが、</p> <p>現時点でどの程度具体的な制度設計や実現可能性の検証まで進んでいるのでしょうか。</p> <p>例えば、庁内での具体的な試算や制度案の作成段階にあるのか、法的整理や総務省協議の可能性まで踏み込んでいるのか</p> <p>あるいは方向性の研究段階にとどまっているのか、その進捗レベルについてご教示いただけますと幸いです。</p> <p>持続可能な観光地運営という観点からも、負担の在り方についてどの段階まで議論が具体化しているのかお伺いできればと存じます。</p> <p>(チャットからのご質問)</p>	<p>本市では、以前から受益者負担にかかる仕組みの検討を行っており、先述の神社仏閣や観光施設等から徴収する観光税や、道路通行車両に課税するロードプライシングの仕組みなど、具体的な制度設計や実現可能性の検証を進めながらも、実現に至っていない取組があります。</p> <p>一方、鎌倉駅東口公衆トイレは年間約 90 万円の寄附を受けているなど、寄附金、協力金、負担金、使用料などについて、広く検討し、実現可能な手段を検討しているところです。</p>
12	<p>鎌倉市民泊ガイドラインを作成されたと聞いていますが、併せて民泊のエリア規制について神奈川県に要望されていると聞きましたが、どのような要望をされているのでしょうか。</p>	<p>(市地域共生課から回答)</p> <p>本市では、住居専用地域における住環境保護のため、住宅宿泊事業法第 18 条に基づく県条例の改正を県に求めています。要望の内容は、住居専用地域での全ての期間の事業を制限する内容で、現在、県に対して事前相談および要望書を提出している状況です。</p>

令和 8（2026）年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

13	<p>民泊が話題になっていますが、簡易宿所についても騒音等の問題が発生していると感じています。簡易宿所の規制は住宅宿泊事業の規制に比べて緩やかに感じますが、取り締まりの必要性があるのではないのでしょうか。</p>	<p>（神奈川県保健福祉事務所から回答）</p> <p>簡易宿所は旅館業法の施設であり、旅館業法は主に公衆衛生の確保等を目的として作られた法律であるため、住宅宿泊事業法とはその成り立ちが異なります。よって、周辺環境への悪影響の防止や苦情対応等について、直接的な規定が有りません。しかし、簡易宿所も一般に民泊と呼ばれ、住宅宿泊事業の届出施設との違いが分かりにくくなっています。</p> <p>鎌倉保健福祉事務所としては、簡易宿所による苦情の発生や対応等についても、課題として認識しています。本意見については住宅宿泊事業者からのご意見として賜ります。</p>
14	<p>住宅宿泊事業を行っている者として、民泊は丁寧な運営が大事だと考えている。また、規制はない方がいいが、何でも法令等で決めていくのも限界があると考えている。既存事業者の横のネットワークもあるので活用していただきたい。</p>	<p>（神奈川県保健福祉事務所から回答）</p> <p>情報提供頂き感謝する。今後の対応については所に持ち帰り、検討していきたい。</p>
15	<p>1 税の三原則（公平・中立・簡素）との乖離について</p> <p>公平性の欠如：鎌倉市の観光客の約 97%（年間約 2,000 万人規模に対し宿泊客は 50 万人強）が日帰り客である現状において、わずか 3%程度の宿泊客のみに負担を強いることは、特定の受益者への過度な負担であり、公平の原則に反します。</p> <p>受益と負担の不均衡：ゴミ処理、インフラ維持、救急・警備コストの大部分はマジョリティである日帰り客に起因するものではないのでしょうか。そのコストを極少数の宿泊客が肩代わりする合理的な根拠を求めます。</p> <p>法的・信義的リスク：原則に反した制度設計は、行政に対する</p>	<p>先述のとおり、宿泊者のみから税を徴収することが不公平に直結するものではないと考えますが、引き続き日帰り観光客の受益者負担の仕組みも研究してまいります。</p> <p>市としては、宿泊税収を宿泊客数の増加や宿泊者の満足度の向上につながるような施策に活用していきたいと考えています。</p> <p>宿泊税は法定外目的税として、税の三原則の観点からも認められており、他自治体においても多くの先事例があること、海外においても一般的な制度であり、利用者の理解が得られやすいこと等から、本市としても導入に向けた検討を行うこととしました。</p>

令和 8 (2026) 年 3 月 2 日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

	<p>信頼を損なうだけでなく、将来的な訴訟リスクを孕んでいるのではないかと危惧します。</p> <p>(メールにてのご意見・ご質問)</p>	
16	<p>2 財源としての有効性と導入目的の不透明さ</p> <p>費用対効果の疑問：想定される税収(約 1 億円)は市予算規模から見て 0.2%未満と微々たるものです。徴収事務にかかるコストや宿泊施設のオペレーション負荷(簡素の原則)を考慮した際、それに見合うだけの「滞在型観光の促進」に繋がる具体的なビジョンが見えません。</p> <p>他都市との比較：福岡や長崎のように宿泊客が一定数以上見込める都市と、圧倒的に「日帰り」が主力の鎌倉を同列に論じるのは不適切です。</p> <p>(メールにてのご意見・ご質問)</p>	<p>本市では、仮に税額を 1 人 1 泊 300 円とした場合、市内の宿泊者数 504,000 人で計算をしますと、約 1.5 億、500 円とした場合は 2.5 億円の観光財源規模となります。これは、本市が令和 7 年度に観光費として計上した予算(約 3 億 4,200 万円)の 4 割以上を占めるものであり、宿泊税を導入することで、観光施策をより充実することができると思っています。</p> <p>また先行自治体では、同規模となる 1 億～3 億円前後の税収見込額の試算であっても総務省の同意を得て、宿泊税を導入している事例がございます。</p> <p>先述のとおり、公表している宿泊者数 504,000 人は、市内 377 施設(令和 7 年 9 月 30 日時点)のうち、34 施設からいただいた数字のみのため、実態の宿泊者数はより大きい数字になると想定していますが、今後可能な限り精度の高い市内の宿泊者数の把握と課税額の検討及びその税収効果の試算を行い、その税収見込みに基づいた使途(滞在型観光の促進に関する支援策)をお示してまいりたいと思っております。</p>
17	<p>3 具体的な質問事項(事実確認と根拠の提示依頼)</p> <p>アンケートの自由記述欄、または質問として以下の項目を盛り込みます。</p> <p>コストの明示：現在、観光客対応(ゴミ・インフラ・防災・救急)に費やされている公費の具体的な金額と、その算出根拠を示してください。</p> <p>日帰り客への課税検討：受益者負担を真に公平にするならば、入域料や駐車場への課税など、日帰り客を含めた「全利用者」から薄く広く負担を得る手法を検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>具体例としまして、市内の公衆トイレや下水道設備等は、市民や事業者、観光客等の様々な方が利用されるため、純粋な「観光客分の費用」を試算することは困難ですが、令和 7 年度の鎌倉市の予算編成から観光客が利用する可能性のある行政サービス(防災、公衆トイレ清掃などの美化活動、観光関連事業、道路事業、公園事業、緑政事業、下水道事業等)を合算しますと約 195 億円の市の歳出規模となっています。</p> <p>また、先述のとおり、日帰り観光客への費用負担については、引き続き検討してまいります。</p> <p>市の歳入構造につきましては、地方交付税法に定められている基本財政需要額により、当該金額を超えるような自治体の自主財源が確保できた際に、通常であれば地方</p>

令和8（2026）年3月2日

宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会 質疑応答集

	<p>歳入構造の課題：自治体の歳入が国によってコントロールされている構造的な問題に対し、市として国へどのような働きかけを行っているのか、法的根拠と併せて回答を求めます。</p> <p>既存観光資源の保護：「樹ガーデン」や「ヴィーナスカフェ」など、既存の有力な観光資源との共生を軽視しているように見受けられる現状で、新たな税を投入して「魅力発信」を行うことの矛盾をどう解消するのですか。</p> <p>(メールにてのご意見・ご質問)</p>	<p>交付税交付金が減額されてしまいます。しかし、宿泊税等の法定外目的税を導入した場合、先述の自主財源には算定されないことから、「市としての純粋に観光のために用いることのできる財源」を得られるという点から、制度としても優位性があるものと考えています。</p> <p>市としましては、民間の個々の施設・店舗を観光資源と捉えることはなく、また、観光資源を軽視しているという認識はもっておりません。</p> <p>引き続き、日本遺産(文化庁の登録制度)事業の推進、市内観光マップの作成、観光案内所の運営、花火大会やイベントへの協力、観光施設の維持・管理、案内板の整備、海水浴場の開設等を通じて、観光資源との共生を行っていきたいと考えております。</p>
18	<p>4. 運用面での懸念</p> <p>決済表示：宿泊料金と税の分離表示、あるいは内税表示の指定、OTA（オンライン予約サイト）での対応可否など、現場が混乱しないための具体的な運用案を提示してください。</p> <p>(メールにてのご意見・ご質問)</p>	<p>先行自治体の例では、事業者様に応じて様々な決済システムや支払いのフローを実施されていることから、特別徴収の方法を具体的には指定しておりません。現地払い、事前決済及びそれらの併用により、各事業者が宿泊料金及び宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくような運用を行っているところが多いと認識しています。</p>